

「改正自動車運転死傷行為処罰法」の成立について

「あおり運転」対策を強化する改正自動車運転死傷行為処罰法が国会で可決・成立しました。

参考までに、新聞で掲載された記事を紹介します。

「あおり運転」も処罰 「停車」も処罰 死傷最高懲役20年 改正法成立

「あおり運転」対策を強化する改正自動車運転死傷行為処罰法が5日、参院本会議で可決、成立した。走行中の車の前で自分の車を停止させ、進行を妨害する行為などを「危険運転」に加え、それによって相手を死傷させた場合、最高刑が懲役20年の危険運転致死傷罪が適用されることになる。

〈関連記事10面〉

東名一家事故受け

国会会では2日、急な車線変更や幅寄せ、蛇行運転といった他人の車への妨害行為そのものを新たに「あおり運転罪」として刑罰を科す改正道路交通法も成立した。両法は今月から来月にかけて施行され、あおり運転の「行為」と、事故による人の死傷といった「結果」の双方を取り締まる法制度がスタートする。

2日成立「あおり運転罪」
(改正道路交通法)

主な行為(全て新設)

- 急な車線変更・幅寄せ
- 急ブレーキ・ハイビームの継続
- 執拗なクラクション など10類型

事故を起こさなくても…

- 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 高速道路で他の車を停止させるなど特に危険な場合は5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 違反1回で直ちに免許取り消し(行政処分)

5日成立 危険運転致死傷罪
(改正自動車運転死傷行為処罰法)

主な行為(太字が追加分)

- ▶走行中の車の前方で停止する
- ▶高速道路などで同様の行為をし、後続車を停止・徐行させる
- ▶アルコールや薬物の影響で正常な運転ができないのに車を運転する
- ▶制御できないほどの猛スピードで運転する
- ▶走行中の車の前に割り込んだり接近したりする

その結果、人を死傷させると…

- 負傷 懲役15年以下
- 死亡 懲役1年以上20年以下

現行の危険運転致死傷罪は、大幅な速度超過や特に危険な飲酒運転など、車が動いている状態で危険運転した末の死傷事故に適用されてきた。

2017年6月に神奈川県東名高速道路で起きた一家4人死傷事故では、男があおり運転して家族が乗った車を停止させ、そこに大型トラックが追突。刑事裁判の判決は、男の危険運転致死傷罪の成立は認められたものの、停止させた行為自体は危険運転と認定しなかった。

この事故を教訓に、今回の改正自動車運転死傷行為処罰法では、通行を妨害する目的で、▽他人の車の前方で自分の車を停止するなどして接近する▽高速道路や自動車専用道路で同様の運転をし、後続車を停止・徐行させる▽の2類型を危険運転に追加した。

法定刑は、被害者を負傷させた場合は15年以下の懲役、死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役となる。

「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」で、高速道路での違反など特に危険なケースには「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」が科される。違反点数も、1回で直ちに免許が取り消される25点以上となる見通しだ。

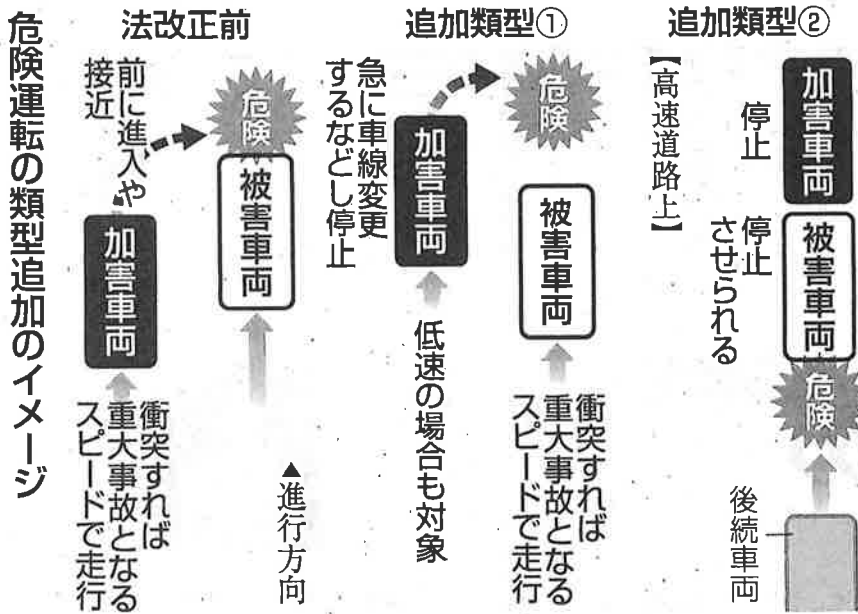
あおり運転を巡っては近年、被害を受けた車のドライブレコーダーで撮影された映像がインターネット上に投稿されるケースが増えるなどして、社会問題化。法制度の不備が指摘されていた。

一方、2日に成立した改正道路交通法では、執拗な急ブレーキや車線変更など10類型を対象とする「あおり運転罪」が創設された。事故を引き起こすといった結果に関係なく、法定刑は

媒体名	読売新聞
掲載日	2020.6.5
掲載面	夕刊1面

走行妨害「停車」も処罰

改正法成立 危険運転の適用拡大



危険運転の適用範囲を拡大する改正自動車運転処罰法が5日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。走行中の車を妨害する目的で、前方で自分の車を停止させ、死傷事故を起こすケースを処罰対象に加えた。7月上旬までに施行する見通し。あおり運転の行為自体を厳罰化した改正道交法も2日に成立しており、政府は2つの法律で悪質運転に歯止めをかけたと考えた。

神奈川県大井町の東名高速道路で2017年6月、前方をふさがれたワゴン車が後続車に追突さ

れ、夫婦が死亡した事故を受けた措置。ワゴン車の前で停車した男は危険運転致死傷罪で起訴されたが、一審、二審は停車行為自体を危険運転とは認めず、法の不備が指摘されていた。改正前の自動車運転処罰法2条は、危険運転を6つに類型化。その中で妨害目的で走行中の車の直前に進入したり、人や車に著しく接近したりする行為を定めており、あおり運転による死傷事故を危険運転で摘発する際、この規定を用いることが多い。

ただ、加害者の車が衝突すれば重大事故につながるスピードで走行していることが成立要件となっており、ゼロまで速度を落とした状態の事故は想定していなかった。

改正法では、危険運転の類型に①重大事故につながるスピードで走行している相手の車の前で、妨害目的で停止する②高速道路や自動車専用道路

上で、走行中の車の前で停止したり、接近したりし、その車を停止・徐行させる——行為を追加。①は加害者の速度がゼロでも、被害者がスピード

を出していれば事故の危険があり、②は双方の速度がゼロになっても、被害者が後続車に追突される危険がある。

媒体名	日本経済新聞
掲載日	2020. 6. . 6